



諮問第405号
環水大土発第1504213号
平成27年4月21日

中央環境審議会会長
浅野直人 殿

環境大臣
望月義夫



農薬取締法第3条第2項の規定に基づき
環境大臣が定める基準の設定について（諮問）

標記のうち、農薬取締法第3条第1項第4号から第7号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準を定める等の件（昭和46年3月農林省告示第346号。以下「告示」という。）について、

- （1）別紙1の農薬に関し、告示第3号の環境大臣が定める基準を設定すること
 - （2）別紙2の農薬に関し、告示第4号の環境大臣が定める基準を設定すること
- について貴審議会の意見を求める。

(別紙1)

N-[1, 1-ジメチル-2-(4-イソプロポキシ-*o*-トリル)-2-オキソエチル]-3-メチルチオフェン-2-カルボキサミド (別名イソフェタミド)

(3*S*, 3*aS*, 4*S*, 4*aS*, 7*S*, 9*aR*, 9*bR*, 12*S*)-7, 12-ジヒドロキシ-3-メチル-6-メチレン-2-オキソペルヒドロ-4*a*, 7-メタノ-9*b*, 3-プロペノアズレノ [1, 2-*b*] フラン-4-カルボン酸
又は (3*S*, 3*aR*, 4*S*, 4*aS*, 6*S*, 8*aR*, 8*bR*, 11*S*)-6, 11-ジヒドロキシ-3-メチル-12-メチレン-2-オキソ-4*a*, 6-エタノ-3, 8*b*, -プロパ-1-エノペルヒドロインデノ [1, 2-*b*] フラン-4-カルボン酸 (別名ジベレリンA₃)、(3*S*, 3*aR*, 4*S*, 4*aR*, 7*R*, 9*aR*, 9*bR*, 12*S*)-7, 12-ジヒドロキシ-3-メチル-6-メチレン-2-オキソペルヒドロ-4*a*, 7-メタノ-3, 9*b*-プロパノアズレノ [1, 2-*b*] フラン-4-カルボン酸 (別名ジベレリンA₁)、(3*S*, 3*aR*, 4*S*, 4*aR*, 7*R*, 9*aR*, 9*bR*, 12*S*)-12-ヒドロキシ-3-メチル-6-メチレン-2-オキソペルヒドロ-4*a*, 7-メタノ-9*b*, 3-プロパノアズレノ [1, 2-*b*] フラン-4-カルボン酸 (別名ジベレリンA₄) 及び (3*S*, 3*aR*, 4*S*, 4*aR*, 7*R*, 9*aR*, 9*bR*, 12*S*)-12-ヒドロキシ-3-メチル-6-メチレン-2-オキソペルヒドロ-4*a*, 7-メタノ-9*b*, 3-プロペノアズレノ [1, 2-*b*] フラン-4-カルボン酸 (別名ジベレリンA₇) の混合物

ジメチル=4, 4'-*o*-フェニレンビス (3-チオアロファネート) (別名チオファネートメチル)

(2*RS*, 3*RS*)-1-(4-クロロフェニル)-4, 4-ジメチル-2-(1*H*-1, 2, 4-トリアゾール-1-イル) ペンタン-3-オール (別名パクロブトラゾール)

2-エチル-3, 7-ジメチル-6-[4-(トリフルオロメトキシ) フェノキシ]-4-キノリル=メチル=カルボナート (別名フロメトキン)

(別紙2)

メチル=スルファニルイルカルバマートナトリウム塩 (別名アシュラムナトリウム塩又はアシュラム)

エチル= (RS) - 2 - [4 - (6 - クロロキノキサリン - 2 - イルオキシ)フェノキシ] プロピオナート (別名キザロホップエチル)

2, 2, 2 - トリフルオロエチル= (S) - [2 - メチル - 1 - (p - トルオイルアミノメチル) プロピル] カルバマート (別名トルプロカルブ)

メチル= { 2 - クロロ - 4 - フルオロ - 5 - [5, 6, 7, 8 - テトラヒドロ - 3 - オキサ - 1 H, 3 H - [1, 3, 4] チアジアゾロ [3, 4 - a] ピリダジン - 1 - イリデンアミノ] フェニルチオ } アセタート (別名フルチアセツトメチル)

N⁶ - ベンジルアデニン又はN - ベンジル - 1 H - プリン - 6 - アミン (別名ベンジルアデニン又はベンジルアミノプリン)

(RS) - 2 - メトキシ - N - メチル - 2 - [α - (2, 5 - キシリルオキシ) - o - トリル] アセトアミド (別名マンデストロビン)



中環審第841号
平成27年4月21日

中央環境審議会 土壤農薬部会
部会長 岡田 光正 殿

中央環境審議会
会長 浅野 直人



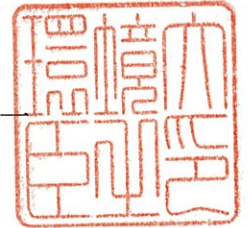
農薬取締法第3条第2項の規定に基づき環境大臣が定める基準の設定について（付議）

平成27年4月21日付け諮問第405号をもって環境大臣より、当審議会に対してなされた標記諮問については、中央環境審議会議事運営規則第5条の規定に基づき、土壤農薬部会に付議する。

諮問第456号
環水大土発第1701041号
平成29年1月4日

中央環境審議会会長
浅野直人 殿

環境大臣
山本 公



農薬取締法第3条第2項の規定に基づき
環境大臣が定める基準の設定について（諮問）

標記のうち、

- (1) 別紙1の農薬に関し、農薬取締法第3条第1項第4号から第7号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準を定める等の件（昭和46年3月農林省告示第346号）第3号の環境大臣が定める基準を設定すること
- (2) 別紙2の農薬に関し、同告示第4号の環境大臣が定める基準を設定することについて、貴審議会の意見を求める。

(別紙1)

N- [3 - (1 - エチル - 1 - メチルプロピル) - 1, 2 - オキサゾール - 5 - イル] - 2, 6 - ジメトキシベンズアミド (別名イソキサベン)

ビス [(*RS*) - 1 - {2 - [3 - (4 - クロロフェニル) プロピル] - 2, 4, 4 - トリメチル - 1, 3 - オキサゾリジン - 3 - イルカルボニル} イミダゾリウム] = フマラート (別名オキスポコナゾールフマル酸塩)

N- (トリクロロメチルチオ) シクロヘキサ - 4 - エン - 1, 2 - ジカルボキシミド (別名キャプタン)

(2 *RS*) - 2 - (2, 4 - ジクロロフェノキシ) プロピオン酸 (別名ジクロルプロップ)

3, 4 - ジヒドロ - 2, 4 - ジオキソ - 1 - (ピリミジン - 5 - イルメチル) - 3 - (α, α, α - トリフルオロ - *m* - トリル) - 2 *H* - ピリド [1, 2 - *a*] ピリミジン - 1 - イウム - 3 - イド (別名トリフルメゾピリム)

N- (3', 4' - ジフルオロビフェニル - 2 - イル) - 3 - (トリフルオロメチル) ピラジン - 2 - カルボキサミド (別名ピラジフルミド)

N- (7 - フルオロ - 3, 4 - ジヒドロ - 3 - オキソ - 4 - プロパー - 2 - イニル - 2 *H* - 1, 4 - ベンゾキサジン - 6 - イル) シクロヘキサ - 1 - エン - 1, 2 - ジカルボキシミド (別名フルミオキサジン)

(*RS*) - 2 - メチル - 1 - ピリミジン - 5 - イル - 1 - (4 - トリフルオロ

メトキシフェニル) プロパン-1-オール (別名フルルプリミドール)

アルミニウム=トリス (エチル=ホスホナート) (別名ホセチルアルミニウム
又はホセチル)

(別紙2)

アンモニウム= N - (ホスホノメチル) グリシナート (別名グリホサートアンモニウム塩)、イソプロピルアンモニウム= N - (ホスホノメチル) グリシナート (別名グリホサートイソプロピルアミン塩)、カリウム= N - (ホスホノメチル) グリシナート (別名グリホサートカリウム塩)、ナトリウム= N - (ホスホノメチル) グリシナート (別名グリホサートナトリウム塩)、 N - (ホスホノメチル) グリシン (別名グリホサート)

2', 3-ジブromo-4'-クロロ-1-(3-クロロ-2-ピリジル)-6'-{[(1*RS*)-1-シクロプロピルエチル]カルバモイル}ピラゾール-5-カルボキサニリド (別名シクラニリプロール)

(*RS*)-(E)-5-(4-クロロベンジリデン)-2,2-ジメチル-1-(1*H*-1,2,4-トリアゾール-1-イルメチル)シクロペンタノール (別名トリチコナゾール)

3-(5-*tert*-ブチル-1,2-オキサゾール-3-イル)-1,1-ジメチルウレア (別名イソウロン)

(E)- N -(6-クロロ-3-ピリジルメチル)- N -エチル- N' -メチル-2-ニトロピ (別名ニテンピラム)

ブチル=(*RS*)-2-{4-[5-(トリフルオロメチル)-2-ピリジルオキシ]フェノキシ}プロピオナート (別名フルアジホップブチル又はフルアジホップ)、ブチル=(*R*)-2-{4-[5-(トリフルオロメチル)-2-ピリジルオキシ]フェノキシ}プロピオナート (別名フルアジホップPブチル又はフルアジホップP)

(RS) - O-4-ブロモ-2-クロロフェニル = O-エチル = S-プロピル
= ホスホロチオアート (別名プロフェノホス)

(RS) - 5-ブロモ-3-sec-ブチル-6-メチルウラシル (別名ブロマシル)

(4RS, 5RS) - 5 - (4-クロロフェニル) - N-シクロヘキシル-4-メチル-2-オキソ-1, 3-チアゾリジン-3-カルボキサミド (別名ヘキシチアゾクス)

中環審第957号
平成29年1月5日

中央環境審議会 土壤農薬部会
部会長 岡田 光正 殿

中央環境審議会
会長 浅野 直人



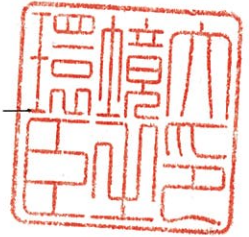
農薬取締法第3条第2項の規定に基づき環境大臣が定める基準の設定について(付議)

平成29年1月4日付け諮問第456号をもって環境大臣より、当審議会に対してなされた標記諮問については、中央環境審議会議事運営規則第5条の規定に基づき、土壤農薬部会に付議する。

諮 問 第 4 6 0 号
環水大土発第1705092号
平成 2 9 年 5 月 9 日

中央環境審議会会長
武 内 和 彦 殿

環 境 大 臣
山 本 公



農薬取締法第3条第2項の規定に基づき
環境大臣が定める基準の設定について（諮問）

標記のうち、

- (1) 別紙1の農薬に関し、農薬取締法第3条第1項第4号から第7号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準を定める等の件（昭和46年3月農林省告示第346号）第3号の環境大臣が定める基準を設定すること
- (2) 別紙2の農薬に関し、同告示第4号の環境大臣が定める基準を設定することについて、貴審議会の意見を求める。

(別紙1)

(2,4-ジクロロフェノキシ) 酢酸イソプロピルアンモニウム (別名2,4-Dイソプロピルアミン塩又は2,4-PAイソプロピルアミン塩)、(2,4-ジクロロフェノキシ) 酢酸エチル (別名2,4-DEチル又は2,4-PAエチル)、(2,4-ジクロロフェノキシ) 酢酸ジメチルアンモニウム (別名2,4-Dジメチルアミン又は2,4-PAジメチルアミン) 及び (2,4-ジクロロフェノキシ) 酢酸ナトリウム一水化物 (別名2,4-Dナトリウム塩一水化物又は2,4-PAナトリウム塩一水化物)

[メチル (オキシ) {1-[6-(トリフルオロメチル)-3-ピリジル]エチル}- λ^6 -スルファニリデン] シアナミド (別名スルホキサフロル)

4-[(5RS) -5-(3,5-ジクロロフェニル) -4,5-ジヒドロ-5-(トリフルオロメチル)-1,2-オキサゾール-3-イル]-N-[(E/Z)-(メトキシイミノ)メチル]-*o*-トルアミド (別名フルキサメタミド)

3-(3,4-ジクロロフェニル)-1-メトキシ-1-メチル尿素 (別名リニエロン)

ドデシルベンゼンスルホン酸ビスエチレンジアミン銅錯塩 (II) (別名DBEDC)

(別紙2)

N-[1, 1-ジメチル-2-(4-イソプロポキシ-*o*-トリル)-2-オキソエチル]-3-メチルチオフェン-2-カルボキサミド (別名イソフェタミド)

7-オキサビシクロ [2. 2. 1] ヘプタン-2, 3-ジカルボン酸二カリウム塩 (別名エンドタール二カリウム塩) 及び7-オキサビシクロ [2. 2. 1] ヘプタン-2, 3-ジカルボン酸二ナトリウム塩 (別名エンドタール二ナトリウム塩)

2-[8-クロロ-3, 4-ジヒドロ-4-(4-メトキシフェニル)-3-オキソキノキサリン-2-イルカルボニル] シクロヘキサン-1, 3-ジオン (別名フェンキノトリオン)

2-エチル-3, 7-ジメチル-6-[4-(トリフルオロメトキシ)フェノキシ]-4-キノリル=メチル=カルボナート (別名フロメトキン)

N-(トリクロロメチルチオ) フタルイミド (別名ホルペット)



中環審第969号
平成29年5月12日

中央環境審議会 土壤農薬部会
部会長 岡田 光正 殿

中央環境審議会
会長 武内 和彦



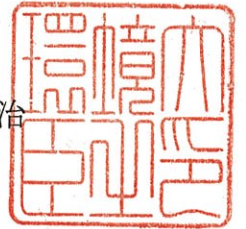
農薬取締法第3条第2項の規定に基づき環境大臣が定める基準の設定について(付議)

平成29年5月9日付け諮問第460号をもって環境大臣より、当審議会に対してなされた標記諮問については、中央環境審議会議事運営規則第5条の規定に基づき、土壤農薬部会に付議する。

諮問第475号
環水大土発第1801051号
平成30年1月5日

中央環境審議会会長
武内 和彦 殿

環境大臣
中川 雅治



農薬取締法第3条第2項の規定に基づき
環境大臣が定める基準の設定について（諮問）

標記のうち、

- (1) 別紙1の農薬に関し、農薬取締法第3条第1項第4号から第7号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準を定める等の件（昭和46年3月農林省告示第346号）第3号の環境大臣が定める基準を設定すること
- (2) 別紙2の農薬に関し、同告示第4号の環境大臣が定める基準を設定することについて、貴審議会の意見を求める。

(別紙1)

3-endo-[2-プロポキシ-4-(トリフルオロメチル)フェノキシ]
-9-[5-(トリフルオロメチル)-2-ピリジルオキシ]-9-アザビシ
クロ[3.3.1]ノナン(別名アシノナピル)

S-メチル=ベンゾ[1,2,3]チアジアゾール-7-カルボチオアート(別
名アシベンゾラルS-メチル)

(E)-N¹-[(6-クロロ-3-ピリジル)メチル]-N²-シアノ-N¹-
メチルアセトアミジン(別名アセタミプリド)

(RS)-2-(4-イソプロピル-4-メチル-5-オキソ-2-イミダゾ
リン-2-イル)キノリン-3-カルボン酸(別名イマザキン)

(2RS,3RS;2RS,3SR)-2-(4-クロロフェニル)-3-シク
ロプロピル-1-(1H-1,2,4-トリアゾール-1-イル)ブタン-2
-オール(別名シプロコナゾール)

1-(3-クロロ-2-ピリジル)-4'-シアノ-2'-メチル-6'-メ
チルカルバモイル-3-{[5-(トリフルオロメチル)-2H-テトラゾー
ル-2-イル]メチル}ピラゾール-5-カルボキサニリド(別名テトラニリ
プロール)

O-2,6-ジクロロ-p-トリル=O, O-ジメチル=ホスホロチオアート
(別名トルクロホスメチル)

(RS) - 4 - (4-クロロフェニル) - 2 - フェニル - 2 - (1H-1, 2, 4-トリアゾール-1-イルメチル) プチロニトリル (別名フェンブコナゾール)

ナトリウム = 2 - {2-クロロ-3-[2-(1, 3-ジオキサラン-2-イル)エトキシ]-4-メシルベンゾイル} - 3-オキソシクロヘキサ-1-エン-1-オラート (別名ランコトリオンナトリウム塩)

(別紙2)

S-メチル=ベンゾ [1, 2, 3] チアジアゾール-7-カルボチオアート
(別名アシベンゾラルS-メチル)

エチル=3-フェニルカルバモイルオキシカルバニラート (別名デスメディフ
アム)

(S)- α -シアノ-3-フェノキシベンジル= (1R, 3S)-2, 2-ジ
メチル-3-(1, 2, 2, 2-テトラブromoエチル) シクロプロパンカルボ
キシラート (別名トラロメトリン)

5-メチル-1, 2, 4-トリアゾロ [3, 4-b] [1, 3] ベンゾチアゾ
ール (別名トリシクラゾール)

3, 4-ジヒドロ-2, 4-ジオキソ-1- (ピリミジン-5-イルメチル)
-3-(α, α, α -トリフルオロ-m-トリル)-2H-ピリド [1, 2-
a] ピリミジン-1-イウム-3-イド (別名トリフルメゾピリム)

N-(3, 5-ジクロロフェニル)-1, 2-ジメチルシクロプロパン-1,
2-ジカルボキシミド (別名プロシミドン)

S-1, 2-ビス (エトキシカルボニル) エチル=O, O-ジメチル=ホスホ
ロジチオアート (別名マラチオン又はマラソン)

1, 1-ジメチルピペリジニウム=クロリド (別名メピコートクロリド)



中環審第1010号
平成30年1月9日

中央環境審議会 土壤農薬部会
部会長 岡田 光正 殿

中央環境審議会
会長 武内 和彦



農薬取締法第3条第2項の規定に基づき環境大臣が定める基準の設定について(付議)

平成30年1月5日付け諮問第475号をもって環境大臣より、当審議会に対してなされた標記諮問については、中央環境審議会議事運営規則第5条の規定に基づき、土壤農薬部会に付議する。

諮 問 第 4 8 5 号
環水大土発第1804241号
平成30年4月24日

中央環境審議会会長
武内 和彦 殿

環 境 大 臣
中 川 雅 治



農薬取締法第3条第2項の規定に基づき
環境大臣が定める基準の設定について（諮問）

標記のうち、別紙の農薬に関し、農薬取締法第3条第1項第4号から第7号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準を定める等の件（昭和46年3月農林省告示第346号）第3号の環境大臣が定める基準を設定することについて、貴審議会の意見を求める。

(別紙)

O, O-ジエチル=O-5-フェニル-1, 2-イソオキサゾール-3-イル
=ホスホロチオアート (別名イソキサチオン)

トリクロロニトロメタン (別名クロルピクリン)

6-クロロ-3-(2-シクロプロピル-6-メチルフェノキシ)ピリダジン
-4-イル=モルホリン-4-カルボキシラート (別名シクロピリモレート)

2-[4-(2,4-ジクロロベンゾイル)-1,3-ジメチル-1H-ピラゾール
-5-イルオキシ]アセトフェノン (別名ピラゾキシフェン)



中環審第1027号
平成30年4月24日

中央環境審議会 土壤農薬部会
部会長 岡田 光正 殿

中央環境審議会
会長 武内 和彦



農薬取締法第3条第2項の規定に基づき
環境大臣が定める基準の設定について（付議）

平成30年4月24日付け諮問第485号をもって環境大臣より、当審議会に対してなされた標記諮問については、中央環境審議会議事運営規則第5条の規定に基づき、土壤農薬部会に付議する。